

【 第 3 3 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成 23 年 7 月 28 日（木）19：00～21：20

場所：中標津町役場 3 階 301 号会議室

出席者：21 名（中標津町まちづくり町民会議委員 10 名、ファシリテーター 1 名（東田）
職員プロジェクト 5 名、事務局 5 名）

< 会議次第 >

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 議 題
 - (1) 議会運営委員会との意見交換会
 - (2) 前回の振り返り
 - (3) 全体討議
 - 解説書について
 - 湧別町自治基本条例策定委員との意見交換について
 - 公布イベント実行委員会について
 - 今後のスケジュールについて
 - (4) 今回の振り返りと次回の確認
- 4 閉会挨拶
- 5 閉 会

< 配布資料 >

- ・ 議会運営委員会との意見交換会
- ・ 解説書案
- ・ 視察資料
- ・ スケジュール

[会議風景]

< 会議結果報告 >

- 1 開会
- 2 挨拶： 杉本会長
(要旨)



皆さんお晩でございます。まちづくり町民会議より一言ご挨拶申し上げます。

今晚は、町議会の萬議長をはじめ、議会運営委員会飯島委員長他委員の皆様方には、夜分お疲れのところ、私たち「まちづくり町民会議」との意見交換会にご出席賜り厚くお礼申し上げます。

さて、中標津町まちづくり町民会議は、平成21年11月27日に各団体から選出された15名と公募による方々7名の22名が小林町長より、委員として委嘱を受けました。

前半は、第6期中標津町総合発展計画の審議をし、「空とみどりの交流拠点中標津町」にふさわしいものを策定し、昨年12月議会に提案され、議員の皆様の活発な議論を経て、議決をいただきました。改めてお礼申し上げます。

平成22年10月28日の会議からは、中標津町自治基本条例の素案づくりに入り、今日までマスコミの方や議会議員の皆様の傍聴もいただき、24回にわたる審議を重ねてきました。

毎回午後9時の閉会が、30分以上も延びるという白熱した議論をしてきました。

今回、まちの将来展望に立ち、町民に期待されるような素案を策定いたしましたので、議会提案前に議会運営委員会の皆様と意見交換会を持たせていただき、12月定例会で議決されるよう議会の中で議論を重ねていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

このたびの第6期中標津町総合発展計画及び中標津町自治基本条例素案策定にあたっては、ファシリテーターの東田さんには、絶大なるご協力をいただいたことに改めて、議会の皆様方にもご報告申し上げます。

なお、今後、まちづくり町民会議では、自治基本条例の公布イベントの持ち方を協議し、この公布イベントによって、町民に理解され、日常生活に深く根付いていくよう努力することを申し上げ、挨拶といたします。

： 萬議長

(要旨)

皆さんお晩でございます。

ただいま、会長さんのお話から、町民会議が24回を越える、なおかつ、予定時間を過ぎて、討議を重ねてきたことをお聞きしまして、改めて、心よりお礼を申し上げます。本当にご苦労様でございました。

当初、行政側と打合わせをして、議会の部分については、議会側である程度、勉強、検討してつくらせてもらいたいという申し入れはさせていただきました。その部分で修正点があれば指摘をしてもらって、そこは修正はしていく。議会のところについては、行政と町民会議の皆さんにつくっていただいて、それに対して、議会として対応していきたいとお願いし、合意を得て、そういう進め方をして参りました。

議会の部分については、半年以上前に議論した結果となっておりまして、前回の議会運営委員会での協議も議会の部分だけで、全体のことが、把握できていないところもあるかと思っておりますので、記憶の糸をたどりながら、誠実に、答えていきたいと思っております。

皆様から出された意見については、尊重していかなければならないと思っております。

議会としては、あくまでも、正式に提案されてから、議会の中で協議をしていくこととなります。ここで、決定する権限は、残念ながら議長としても、このメンバーにもありません。

このあと、条例提案されてから、議会で協議をして、最終的に、議会で承認してから、条例化していくこととなります。

このあと、また、何が起きるかわかりません。逆に議会から皆さんの考えを聴きたいということも出てくるかもしれません。そのときは、お忙しい中大変でしょうけれども、おいでいただいて、最後まで、つめた形で合意をし、条例化していきたいと考えておりますので、これからも、引き続き、よろしくお願いいたします。

改めて、皆様のご努力に感謝を申し上げまして、一言あいさつに代えさせていただきます。本当にご苦労様です。

3 議題<進行：東田ファシリテーター>

(1) 議会運営委員会との意見交換会

資料に沿って、東田ファシリテーターの進行により実施。

議会運営委員会の回答

「第5章」の条文全体に対しての意見

- ・議会基本条例は当面つくる予定はない。
- ・自治基本条例に盛り込む。
- ・自治基本条例により運営できる。
- ・できれば、運営マニュアルのようなものを作っていきたい。
- ・町民会議の皆さんの意見を受けて、削除するものは、削除した。

第18条、第19条、第20条に対しての意見

- ・分かりやすい表現にすることによって、拡大解釈される。
- ・ですます調は条例としては馴染まないと思っている。

町民会議から

- ・やさしい表現イコールどうとでもとれるような表現にはなっていない。

第18条に対する意見

- ・住民だけではなく、定義に基づく「町民」の代表として活動している。

第18条、「執行機関による」は、削除したい。

第21条に対しての意見

・議員とは、すべての法律を守るものとわかっているが、「中標津町議会議員倫理条例」は、議会で作ったもの、全国的にもないきびしい内容となっており、こだわりがあり、条文に明記した。

町民会議から

- ・解説書にその思いを書いて欲しい。
- ・「住民から選ばれた公職者」とは、議員提案で成立した「中標津町議会議員政治倫理条例」にこだわって、表現している。

第 22 条に対する意見

・「住民の選挙によって選出された」は、議員と町長にかかり、二元代表制を表している。「その特性を活かして」とはまさにそのことである。

「住民の選挙によって選出された」を「住民の選挙によって選ばれた」と修正したい。

その他議会からの意見

・行政運営の財政計画に、歳入を増やす努力をする表現がない。

[\(意見交換資料 \(P 6 \) \)](#)

〔意見交換風景〕



(3) 全体討議

解説書について

事務局より訂正内容を説明し、法務相談にかける内容を決定した。

「条例を必要とする背景」は、委員より意見をいただくこととした。

[\(解説書案 \(別途掲載\)\)](#)

湧別町自治基本条例策定委員との意見交換について

事務局より視察資料にて説明。

参加委員の集合時間を 8 時 5 0 分とした。

[\(視察資料 \(別途掲載\)\)](#)

公布イベント実行委員会について

東田ファシリテーターより、第 1 回実行委員会会議は、8 月 3 日 (水)

1 8 時より伝成館で開催されることを確認した。

今後のスケジュール

事務局より内容を説明

[\(スケジュール \(P 1 2 \) \)](#)

〔全体討議風景〕



(4) 今回の振り返りと次回の確認

東田ファシリテーターより説明

今後、8月4日の法務相談を受けて、パブリックコメントにかける案が出来上がりますので、委員の皆さんに通知し、9月のパブリックコメント後、町民会議となります。

次回、10月13日(木)は、パブリックコメントの報告を受けて、素案を決定し、イベントの内容等も決定する予定です。

次回の町民会議の日程は、下記のとおり予定しております。

第34回 平成23年10月13日(木) 役場3階301号会議室

4 閉会挨拶：杉本会長

5 閉 会

議会運営委員会との意見交換会資料

中標津町まちづくり町民会議

< 「第5章 議会」試案 ~ 町民会議からの意見取りまとめ > H23・6・23

条例全体に対する意見

- ・中標津町自治基本条例は町民と議会と行政が策定する、町民が主体の自治を目指すことから、現行条文の「である体」では無く、誰にでも理解され「読みやすい」「聴きやすい」「です、ます体」の条例文にできないでしょうか。(現在、町民会議はこの文体で条例策定を進めています)

修正済

「第5章 議会」の条例全体に対する意見

- ・第5章の内容は、議会基本条例のように詳細な内容に及んでいます。議会基本条例をつくり、そこで詳細を盛り込んだほうが良いと思いますが、議会基本条例はつくらないのでしょうか。

<p>試案（である体）</p> <p>（議会の役割と権限）</p> <p>第17条 議会は、選挙で選ばれた町民を代表する議員で構成されるまちの意思決定機関であり、政策を立案するとともに、執行機関による行政運営を監視する機関である。</p> <p>2 議会は、議決機関として予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行う権限を有する。</p> <p>3 議会は、条例の制定及び改正並びに廃止の権限を有する。</p> <p>4 議会は、行政の事務に対する監査請求や調査等の監視の権限を有する。</p> <p>5 議会は、まちの将来の方向性とその実現のため、総合発展計画と都市計画マスタープランを議決する権限を有するとともに、他の議決事項については、地方自治法第96条第2項の規定を準拠する。</p>	<p>議会運営委員会案</p> <p>（議会の役割）</p> <p>第18条 議会は、町民を代表する議員で構成されるまちの意思決定機関であり、政策を立案するとともに、執行機関による行政運営を監視する機関です。</p> <p>（議会の権限）</p> <p>第19条 議会は、議決機関として予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行う権限があります。</p> <p>2 議会は、条例の制定及び改正並びに廃止の権限があります。</p> <p>3 議会は、行政の事務に対する監査請求や調査等の監視の権限があります。</p> <p>4 議会は、まちの将来の方向性とその実現のため、総合計画基本構想及び基本計画と都市計画マスタープランを議決する権限を有するとともに、他の議決事項については、地方自治法の規定を準拠します。</p> <p>「中標津町議会の議決すべき事件に関する条例」を新たに制定し削除</p>
--	---

町民会議からの意見

「役割と権限」の2つの項目が書かれているので、分けた方が明確になり町民にも分かりやすいと思います。

分けられた

機関の名称が連続して条文にあり、町民が読んだ時に迷うので、分かりやすく表現できないでしょうか。（第17条、第18条に共通）

町民の定義から考えると「町民を代表する」という表現ではなく、「住民」ではないでしょうか。

第19条には「住民から選ばれた公職者」、第20条には「住民の選挙によって選出された議員」という表現があり、どちらかに統一すべきと思います。（第17条、第19条、第20条に共通）

町に重要な計画が多数ある中、都市計画マスタープランの議決権限が書かれておりますが、自治基本条例において個別計画の議決権について記載すべきなのではないでしょうか。また、この計画に限定した理由は何ですか。

理事者の判断となった

試案（である体）	議会運営委員会案
<p>（議会の責務）</p> <p>第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちの将来展望をもって活動する責務を有する。</p> <p>2 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有する。</p> <p>3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を図るとともに、非公開の場合は理由を明らかにする責務を有する。</p> <p>4 議会は、町民から提出される請願及び要望等を速やかに検討し、回答する責務を有する。</p> <p>5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設けるとともに、議会における意思決定の内容及びその経過を広報紙等で報告しなければならない。</p>	<p>（議会の責務）</p> <p>第20条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちの将来展望をもって活動する責務を負います。</p> <p>2 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明します。</p> <p>3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を図ります。<u>ただし</u>、非公開の場合は理由を明らかにします。</p> <p>4 議会は、町民から提出される請願及び要望<u>に対し</u>、速やかに検討し回答します。</p> <p>5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設け、議会における意思決定の内容<u>と</u>その経過を広報紙等で報告します。</p>
<p>町民会議からの意見</p> <p>17条のと同様 ~ 機関の名称が連続して条文にあり、町民が読んだ時に迷うので、分かりやすく表現できないでしょうか。（第17条、第18条に共通）</p>	

試案（である体）	議会運営委員会案
<p>（議員の責務）</p> <p>第19条 議員は、住民から選ばれた公職者として、中標津町議会議員政治倫理条例（平成14年条例第30号）を遵守し、公益実現のため努力しなければならない。</p> <p>2 議員は、町民が主体の自治の推進と町民福祉の向上をめざし、常に政策提案するよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、条例、政策立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、町民の意思の反映を図るため、自主的にまちづくりに関する調査研究に努めなければならない。</p>	<p>（議員の責務）</p> <p>第21条 議員は、住民から選ばれた公職者として、中標津町議会議員政治倫理条例（平成14年条例第30号）を遵守し、公益実現のため活動します。</p> <p>2 議員は、町民が主体の自治の推進と町民福祉の向上をめざし、常に政策提案を行います。</p> <p>3 議員は、条例、政策立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研さんに励みます。</p> <p>4 議員は、町民の意思の反映を図るため、自主的にまちづくりに関する調査研究を行います。</p>
<p>町民会議からの意見</p> <p>町民会議において自治基本条例は、「町民憲章を遵守する」条例として検討しております。最高規範としての自治基本条例なので「中標津町議会議員政治倫理条例を遵守する」という個別条例ではなく、すべての基本となるような表現にできないでしょうか。</p> <p>自治基本条例は、シンプルに町民にわかりやすく整理され、やることをハッキリと宣言する条例（条文）を町民会議の総意として検討しています。第19条の全体的な文末が、「努めなければなりません」という表現にしているために、条例全体の整合性が無くなってしまいます。他の条文の文末と同じように、「～します」と言い切り型の文末に出来ないでしょうか。</p> <p>「努力しなければなりません」「活動します」 「努めなければなりません」「～します」「政策提案します」「自己研鑽します」「調査研究します」</p> <p>修正済</p> <p>17条のと同様 ～ 第19条には「住民から選ばれた公職者」、第20条には「住民の選挙によって選出された議員」という表現があり、どちらかに統一すべきと思います。（第17条、第19条、第20条に共通）</p>	

試案（である体）	議会運営委員会案
<p>（議会と行政の役割）</p> <p>第20条 議会及び行政は、<u>住民の選挙によって選出された議員</u>と町長及び執行機関によって構成され、その特性を活かして、町民の意思を的確に反映させるよう議論の透明性と緊張感をもって運営されるものとする。</p> <p>2 <u>本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うこととし議員等の質問に対し、議長の許可を得て、反問することができるものとする。</u></p> <p>3 議会及び行政は、地域特性を活かした独創的な政策立案を図るため、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、積極的に研修会等を企画し、まちの発展のため活動するものとする。</p>	<p>（議会と行政の役割）</p> <p>第22条 議会と行政は、住民の選挙によって選出された議員と町長及び執行機関によって構成され、その特性を活かして、町民の意思を的確に反映させるよう、<u>議論の透明性と緊張感をもって運営しなければなりません。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>2 議会と行政は、地域特性を活かした独創的な政策立案を図るため、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、積極的に研修会等を企画し、まちの発展のため活動しなければなりません。</p>
<p>町民会議からの意見</p> <p>本議会の具体的な記述がありますが、これ以外にも記載すべき重要な事があると思います。 「議会と行政の役割」の条文としては、常任委員会等を含め詳細については別条例で定め、ここでは大切な精神や心構えで良いと思います。</p> <p><u>削除済</u></p> <p>17条のと同様 ~ 第19条には「住民から選ばれた公職者」、第20条には「住民の選挙によって選出された議員」という表現があり、どちらかに統一すべきと思います。 （第17条、第19条、第20条に共通）</p>	

